

IV 緑・環境

この分野は、市民一人ひとりや事業者等との協力により、緑豊かな都市、環境と共生する持続可能な都市を構築し次世代に良好な環境を引き継いでいくことを目的とする。

これまで人口増加や経済活動の広がりに伴って、資源消費や環境への負荷を増大させながら、利便性の高い豊かな暮らしが求められてきた。しかし、これからの社会の展望は成長・拡大型ではなくっており、緑を守り環境と共生する都市を構築していく中で豊かな暮らしが生まれていくという価値観やライフスタイルへと転換が求められている。地球環境や自然環境の有限性を意識し、環境に配慮した生活への転換を、市民とともに進めていく。

基本 施策 1 市民の自発的・主体的な行動を 促す支援

昭和 48 年に全国に先駆けて「武蔵野市民緑の憲章」を制定し、市民、事業者、市などが一体となって「緑」を共有財産として守り、はぐくんできた。また、持続可能な社会の形成に向けて、温室効果ガス排出量削減など環境への負荷低減に積極的に取り組んできた。これからもさらに緑豊かで環境負荷低減型の持続可能な都市を目指し続け、これを次世代に引き継いでいく。市内緑被地の約 60% を民有地が占め、本市の温室効果ガス排出量の約 70% を民生部門が占めていることから、市民一人ひとりや事業者等の自発的で主体的な行動が必要不可欠である。そのため、各主体間の連携を強化していくとともに、自発的な行動を促進していく。

(1) 緑・環境に関する意識の醸成

市民、事業者が、緑や環境に関する現状、課題や大切さについての認識を高めていけるよう、環境学習・環境教育の体系化、環境学習機会の拡充やわかりやすい情報提供等を行っていく。また、新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設に合わせて環境情報の受・発信機能及び普及啓発の基盤の整備についても引き続き検討していく。



むさしの環境フェスタ

(2) 市民・事業者による自発的・主体的な行動の促進

多くの市民、事業者が緑や環境の大切さを意識し、行動へ踏み出していくための仕組みを整備していく。環境配慮行動に関する情報提供や各種補助制度を継続するとともに、事業者の経営や開発事業における環境への配慮を促すより有効な誘導や支援のあり方についても検討を進める。様々な主体による緑や環境に関する行動が、持続的に行われるとともに、自主的な活動につながるよう、各主体間のネットワークづくりを推進していく。

基本施策 2 環境負荷低減施策の推進

ごみ焼却や都市基盤整備における環境への負荷だけではなく、公共サービス提供のために実施しているすべての業務を含めて、市の活動は資源やエネルギーの消費を伴っている。そのため、環境と共生する地域社会を目指して、省資源化・省エネルギー化の推進や新エネルギーの活用に取り組むとともに、自然環境や地球環境に配慮したまちづくりなどを一層推進していく。

(1) 都市基盤整備における環境負荷低減の推進

市は、事業実施主体となる道路や建築物等の公共施設の整備・更新にあたって、環境への負荷が小さい技術・工法の導入、リサイクル材の積極的な活用または適切な維持・管理による耐用年数の延伸化など、建設から廃棄に至る公共施設のライフサイクルにおいて環境負荷を低減していく。

(2) 低炭素社会に向けた施策の推進

市は、これまでも率先して公共施設において照

■ 公共施設における太陽光発電設備設置状況 (平成 23 年 4 月)

	設置場所	容量(kW)	設置時期
1	市庁舎車庫棟屋上	1.8	平成 6 年 4 月
2	千川小学校校舎屋上	0.08	平成 7 年 3 月
3	テンミリオンハウスそらの家	3.3	平成12年 3 月
4	関前南小学校校舎屋上	30	平成12年12月
5	0123 はらっぱ	20	平成13年 3 月
6	市庁舎車庫棟屋上	30	平成14年 3 月
7	本宿小学校校舎屋上	30	平成14年 3 月
8	桜野小学校体育館屋上	10	平成14年 3 月
9	市民の森公園	3	平成14年12月
10	井之頭小学校校舎屋上	30	平成15年 3 月
11	第四小学校校舎屋上	30	平成16年 3 月
12	大野田小学校校舎屋上	20	平成17年 3 月
13	境南小学校東校舎屋上	30	平成18年 3 月
14	第三小学校校舎屋上	30	平成19年 3 月
15	第五小学校校舎屋上	30	平成20年 3 月
16	市営北町第 1 住宅壁面	3.8	平成20年 3 月
17	第一小学校校舎屋上	30	平成21年 3 月
18	市営桜堤住宅屋上	5.86	平成21年12月
19	第二小学校校舎屋上	30	平成22年 3 月
20	桜野小学校校舎屋上	10	平成22年 3 月
21	第六中学校校舎屋上	30	平成23年 3 月
	計	407.84	

資料：環境生活部環境政策課

明設備の LED 化や空調設備のインバータ化、太陽光発電、クリーンセンター熱源利用などの導入を推進してきた。また市民・事業者においても環境意識の高まりとともに省エネ・省資源への取り組みが行われ、市はそうした取り組みに対して啓発や支援を行ってきた。今後もこれらの施策を推進していくとともに、省エネルギー・新エネルギーを取り巻く制度や技術の進歩の動向を注視しながら、本市における取り組みについて研究する。

基本施策 3 「緑」を基軸としたまちづくりの推進

緑は、人工物で覆われたまちの景観を和らげ、市民に公園などの活動場所を提供し、またヒートアイランド現象の緩和や動植物の生息空間創出、災害から市民を守る防災機能等、都市において重要な役割を持っていることから、市民とともにまちの共有財産である「緑」を守り、はぐくんでいく必要がある。そのために、今後も「緑」を単に樹木や草花などの植物に限らず、動物や昆虫などの生き物、そして公園緑地、農地、樹林、学校、水辺、道路、住宅の庭、さらには市域を越えた広域の緑といった空間も含めた広がりをつながりをもって捉えながら、「緑」を基軸にしたまちづくりを推進していく。



境山野緑地

(1) 緑の保全と創出

今ある緑を永続して確保していくために借地公園等の買取りを進めるとともに、緑の創出のために旧東町図書室や八幡町コミュニティセンター等公共施設移転・廃止後の市有地を新たな緑地へと活用する等、必要な公園緑地の整備・拡充や公共施設の緑化を推進し、緑を守りはぐくんでいく。また、減少傾向が続く民有地の樹林、生垣や農地を保全・創出していくため、誘導と支援の両面から新たな制度の検討を進める。

(2) 緑と水のネットワークの推進

レクリエーション機能、都市景観改善、生態系保全などに着目しながら、水辺空間を整備するとともに、街路樹や公園緑地等をつなぐ散策路の整備を図ることなどにより緑のネットワーク化を推

進する。さらに、生物多様性に関する積極的な情報提供と学習機会の提供を進めながら、緑と水がもたらす都市における生物多様性を保全するための方針を策定する。

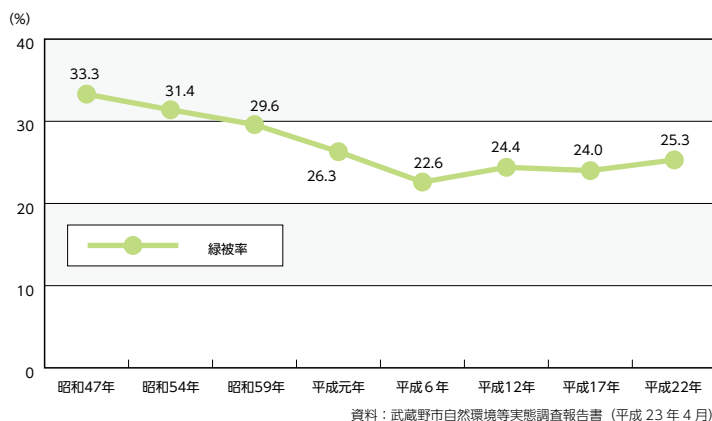


関前公園とんぼ池かいぼり

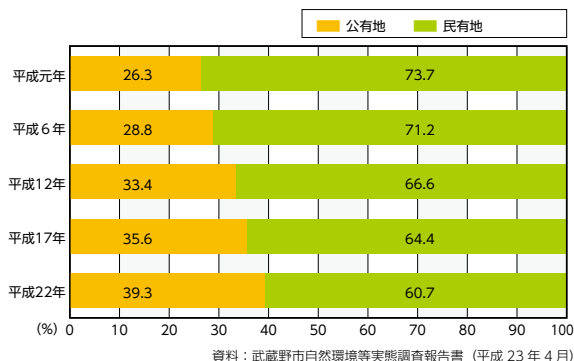
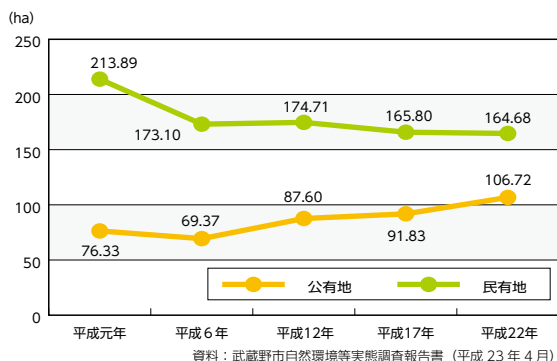
(3) 広域の緑の保護・育成

自然環境の恩恵を享受しながら活動する都市の責務として、これまで「二俣尾・武蔵野市民の森」や「奥多摩・武蔵野の森」、檜原村の「武蔵野水道・時坂の森」といった東京の森林（緑）を積極的に保全・育成してきた。これからも、森林が持つ水源かん養、地球温暖化防止等の多面的機能に注目しながら、自然体験学習を進めるとともに、様々な主体と連携することで市域を超えた森林保護・育成等を推進していく。

■ 緑被率



■ 民有地の緑と公有地の緑



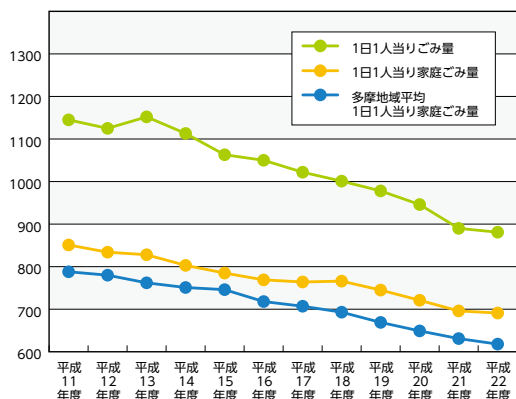
基本施策 4 循環型社会システムづくりの推進

市民、事業者、市が一体となつてごみの減量・資源化等に取り組んできたが、依然として本市のごみ・資源物の排出量は多摩26市の平均を大幅に上回っている。そのため、啓発活動・情報発信による排出者責任の明確化やごみ減量に向けた具体的な目標値設定等を行い、市民一人ひとり・事業者等と連携しながらごみの発生・排出抑制を一層推進していく。また、ごみの排出量はゼロにならないことから、排出されたごみについては、経費や環境負荷が小さい、安全で効率的な資源化及び処理システムの構築に向けた研究を進めていく。

(1) ごみ発生・排出抑制の徹底と資源化の推進

生産・流通・廃棄・処理の各過程におけるごみ排出者としての市民及び事業者等の役割と責任を明確化することで、ごみ発生・排出抑制を推進する。また、拡大生産者責任を徹底させるため、法制度の見直しを国等に働きかけていく。市民・事業者と連携しながらごみの資源化・エネルギー化を一層推進することで焼却ごみの減量を図るとともに、最終処分場の利用可能年限延伸のため、東京たま広域資源循環組合によるエコセメント事業への支援を継続する。

■ 1日1人あたりごみ排出量の推移



資料：環境生活部ごみ総合対策課

(2) 新クリーンセンター建設と安全で効率的なごみ処理の推進

ごみ処理に係る環境負荷や経費等に関する情報提供を積極的に行うとともに、安全で効率的なエネルギー回収などについて市民と協議しながら新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設事業を推進する。ごみの収集頻度や回収方法等について必要な見直しを行っていくとともに、ごみの減量、技術革新、社会環境の変化を踏まえながら、他の自治体等とも連携し、広域でのごみ処理及び資源化についても研究を進めていく。



新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会

基本施策 5 生活を取り巻く様々な環境の変化に伴う新たな問題への対応

都市化の進展や社会環境の変化に伴い、大気汚染や水質汚濁、土壌汚染などの公害に加えて、異常気象や放射能汚染など新たな環境問題が生活に影響を及ぼしている。これらの問題には、一自治体のみでは解決困難なものやどこまで関与すべきか慎重に考えるべきものもある。しかし市民生活に最も身近な基礎自治体として市は、国・都とともにそれぞれの役割と責任を果たしていくなかで、市民の不安を取り除き良好な生活環境の確保に努めていく。

一方、近隣関係のトラブルやまちの景観の悪化といった問題が起こっている。このような問題は、本来コミュニティにおいて解消されるべきであるが、市民とともに対応を進めていく。

(1) 都市化の進展や社会情勢の変化に伴う新たな環境問題への対応

市は、有害化学物質による大気・土壌汚染や原子力発電所事故による放射能汚染のような新たな環境問題に対する市民の不安を解消するための対応を行っていく必要がある。そのためには、その規模と状況に応じて事業者、他自治体、国等との適切な連携が重要となる。市はこうした連携を通じながら、情報収集や的確な情報提供、リスクの防止・低減などに取り組み、市民の安全・安心を確保していく。

(2) 生活形態の多様化や価値観の変化に伴う生活環境問題への対応

近隣間の生活騒音、雑草の繁茂や樹木の枝葉の越境、犬猫による鳴き声等の市民生活に起因する生活公害は、法や条例による規制に馴染むものではない。市がどこまで、どのように関与するかを検討しながら、市民・地域コミュニティとともに対応を進めていく。また、市民が安心して生活できるように、環境美化と安全で清潔なまちの維持に引き続き取り組んでいく。

■ 主な事業の実施予定及び事業費

* 事業費については、新規事業と建設事業を除き、レベルアップ分を記載している。

(単位：百万円)

主な事業	年度別計画（事業費）				
	24	25	26	27	28
緑・環境に関する情報発信、啓発事業の推進	1	1	1	1	1
環境配慮行動普及のための制度の充実	8	8	8	8	8
新エネルギー導入の推進	18	18	18	18	18
公共施設における環境負荷低減施策の実施	30	30	30	30	30
公園緑地の整備・拡充	980	980	980	980	980
公園・緑地リニューアル計画の推進	170	170	170	170	170
民有地のみどりの保全と創出の推進	18	20	20	20	20
仙川水辺環境整備基本計画の推進	141	100	100	100	100
千川上水整備計画の推進	28	28	28	28	28
資源物回収・資源化処理の推進及びごみの最終処分量の削減	49	49	49	49	49
新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設事業（効率的なエネルギー回収等の焼却システムの検討）		135	1,295	2,915	2,285
新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設事業に伴う施設・周辺整備		未定	未定	未定	未定
新たな環境問題への適切な対応	未定	未定	未定	未定	未定